

平成30年10月25日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

「県立奈良高等学校の主要建物について、速やかな耐震工事の実施を求める請願書」が不採択とされた詳細な理由の説明を求める請願書

1 要旨

「県立奈良高等学校の主要建物について、速やかな耐震工事の実施を求める請願書」が不採択とされた詳細な理由の説明を求める。

2 趣旨及び理由

平成30年8月20日に提出した請願が不採択とされた。

しかし、これは学校耐震化に係る公的基準の遵守を求めるものであったが、不採択という結果であれば耐震化は行わず、教育委員会は公的基準を遵守しないという意味になる。

教育委員会に付議された議案への条件付き表決は禁止されることから、不採択という結果はあり得ず、教育委員会は耐震化を行わないという意思決定を行った証拠となる。

よって、請願を不採択とした審議の顛末と、その結論の適法性及び妥当性について法理に基づく説明を行うことを請願する。

3 その他

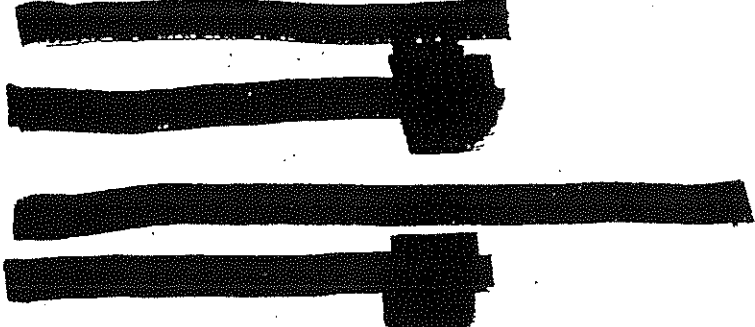
請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年10月25日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

「県立奈良高等学校の主要建物について、耐震工事や建て替えの措置が講じられるまでの間、構造耐震指標（I s値）が0.3を下回る部分への生徒の立ち入りを禁止することを求める請願書」が不採択とされた詳細な理由の説明を求める請願書

1 要旨

「県立奈良高等学校の主要建物について、耐震工事や建て替えの措置が講じられるまでの間、構造耐震指標（I s値）が0.3を下回る部分への生徒の立ち入りを禁止することを求める請願書」が不採択とされた詳細な理由の説明を求める。

2 趣旨及び理由

平成30年8月20日に提出した請願が不採択とされた。

しかし、県立奈良高等学校長は、「渡り廊下」の使用禁止を理由の開示なく行っている。使用禁止を行う正当な合理的な理由が開示されない以上、全て上記請願の趣旨と同一であることは明らかである。

建物の使用禁止の目的は生徒及び教職員等の安全確保であるが、これを踏まえれば、他の建物について放置する合理性は一切ない。

また、議決結果は不採択であり、教育委員会に付議された議案への条件付き表決は禁止されることから、教育委員会としての意思決定と異なる措置である。

よって、請願を不採択とした審議の顛末と、その結論の適法性及び妥当性について法理に基づく説明を行うとともに、さらにこの議決結果と異なる措置が講じられた合理的な理由について説明することを請願する。

3 その他

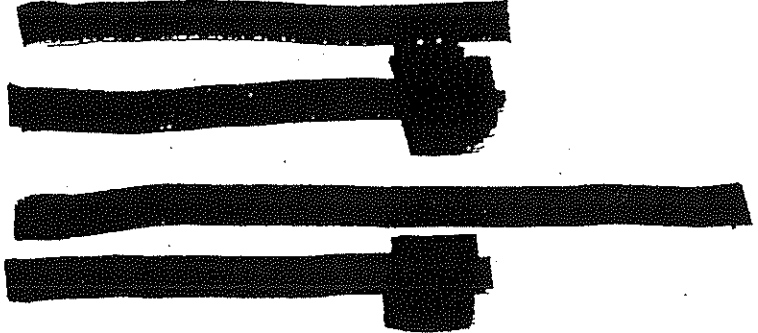
請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年10月25日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

「県立奈良高等学校について、耐震化を先送りにしてきた教育長の意思決定の理由及びその根拠に関する説明を求める請願書」が不採択とされた詳細な理由の説明を求める請願書

1 要旨

「県立奈良高等学校について、耐震化を先送りにしてきた教育長の意思決定の理由及びその根拠に関する説明を求める請願書」が不採択とされた詳細な理由の説明を求める。

2 趣旨及び理由

平成30年8月20日に提出した請願が不採択とされた。

しかし、平成30年9月10日に開催された奈良県議会防災・県土強靱化対策特別委員会において、教育長は、「耐震補強を優先させた」と答弁し、奈良県耐震改修促進計画及び奈良県教育委員会学校施設耐震ガイドラインに違反する認識を有していなかったことが発覚している。同特別委員会では、地方自治法第238条の2に規定する公有財産に関する知事の総合調整権の発動が求められ、その後、知事から安全確保及び資料提出等の要請が行われている。

同月18日には、奈良市からは、耐震改修促進法に基づく異例の行政指導も行われた。すなわち、教育長の認識は生徒及び教職員等の生命及び身体を危険に晒し続ける公序良俗に反するものであったことは明らかであり、それに関する合理的な説明さえ行わないことは到底理解できない。

よって、請願を不採択とした審議の顛末と、その結論の適法性及び妥当性について法理に基づく説明を行うことを請願する。

3 その他

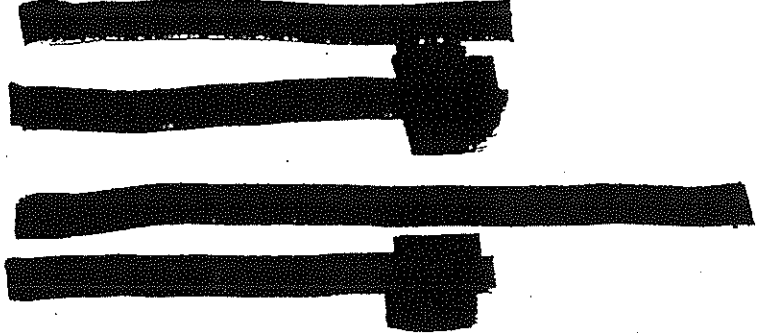
請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年10月25日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

「県立奈良高等学校について、在校生及びその保護者等に対して、その主要建物の耐震性に関する情報を速やかに提供することを求める請願書」が不採択とされた詳細な理由の説明を求める請願書

1 要旨

「県立奈良高等学校について、在校生及びその保護者等に対して、その主要建物の耐震性に関する情報を速やかに提供することを求める請願書」が不採択とされた詳細な理由の説明を求める。

2 趣旨及び理由

平成30年8月20日に提出した請願が不採択とされた。

しかし、現在ではIs値しか公表されておらず、その他主要指標等の公表は未だに行われていない。

耐震改修促進法に基づく特定建物でありながら主要建物の耐震性に関する情報を速やかに提供することを不採択することは極めて不当であり、奈良市から行政指導を受けるほどの深刻な水準であるにもかかわらず、違法の誹りは免れない状況であると言わざるを得ない。

よって、請願を不採択とした審議の顛末と、その結論の適法性及び妥当性について法理に基づく説明を行うことを請願する。

3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年10月25日

奈良県教育委員会 御中

請願者

[Redacted Name and Address]

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

「奈良市議会により提出された「県立高等学校適正化実施計画（案）の議決の延期と説明を求める意見書」に対する対応内容に関する説明を求める請願書」が不採択とされた詳細な理由の説明を求める請願書

1 要旨

「奈良市議会により提出された「県立高等学校適正化実施計画（案）の議決の延期と説明を求める意見書」に対する対応内容に関する説明を求める請願書」が不採択とされた詳細な理由の説明を求める。

2 趣旨及び理由

平成30年8月20日に提出した請願が不採択とされた。

しかし、これは説明責任を果たさないものであり、到底理解することができない。

よって、請願を不採択とした審議の顛末と、その結論の適法性及び妥当性について法理に基づく説明を行うことを請願する。

3 その他

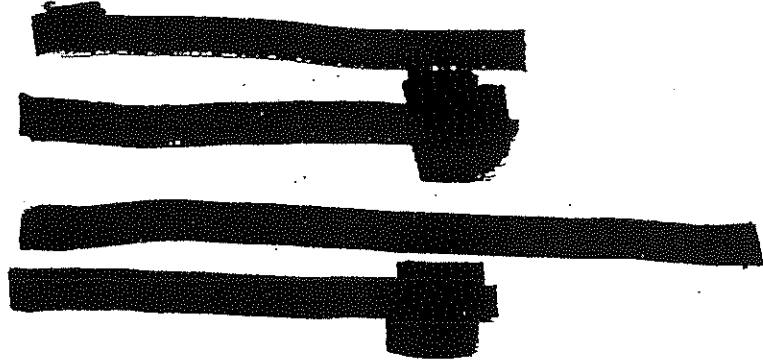
請願者を委員会に出席させたいえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年10月25日

奈良県教育委員会 御中

請願者



奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

県立奈良高等学校の主要建物について、それぞれの教育委員が構造耐震指標等の耐震性に関係する主要指標を認識するに至った各年月日に関する説明を求める請願書

1 要旨

県立奈良高等学校の主要建物について、それぞれの教育委員が構造耐震指標等の耐震性に関係する主要指標を認識するに至った各年月日に関する説明を求める。

2 趣旨及び理由

県立奈良高等学校の耐震問題については、教育委員会が適切な措置を怠ってきたとして、連日のように報道が繰り返され、全国的な問題に発展し、世間を騒がせるに至っている。関係者から深く憂慮され、行政としての責任を果たすことができていないことは明らかである。

構造耐震指標等の耐震性に関係する主要指標の状況を認識すれば、通常の判断能力を有する教育委員であれば、現状のような結果には至らなかったはずである。

よって、県立奈良高等学校の主要建物について、それぞれの教育委員が構造耐震指標等の耐震性に関係する主要指標を認識するに至った各年月日に関する説明を行うことを請願する。

3 その他

請願者を委員会に出席させたいうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。

